

令和5年12月11日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年12月11日（月）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1・2委員会室

3、出席委員

1番		2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 1番 芹口 民雄

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【一般】

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 出席者の方がそろわれましたので、ただ今より令和5年度第9回高森町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席者は14名中13名、欠席は1番委員です。

委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は足元の悪い中、総会に出席していただき、ありがとうございます。

今年も早いもので、あと3週間余りになりました。

今年の農業を見てもみると、夏の高温、また長雨、あとは資材の高騰、肥料・農薬・飼料などの値上がり、また子牛の値が下落という、そういう状況にありまして、農業経営も皆さん厳しい状況にあることだと思えます。

来年は少しでもこの状況が改善され、楽な経営ができるようにと願っているところであります。

それと、年が明けましたら、地域計画づくりが本格的に始まりますので、そちらも皆さん、よろしくをお願いします。

さて、今回の総会ですが、議案が3条、4条、5条とそろっております。

皆さんの協力のもと、慎重審議の上、進めていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

本日は、本当にありがとうございます。

事務局 それでは、議事に入っていきたいと思いますが、会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、会長に議長をお願いいたします。

議長 はい。

それでは、「議第30号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年12月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 こちらからの指名ということですので、それでよろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 それでは、今回は7番委員、8番委員に議事録署名をお願いいたします。

事務局 「報告第13号」  
農地法第18条の規定による小作解約について〔合意解約〕【一般】。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年12月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは小作の解約ですので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお開きください。  
まず、番号1です。  
借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約、ほかの者と賃貸借権を設定するものです。  
補足資料は、3ページの下赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号2、こちらも借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。  
補足資料は、4ページの下赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号3、こちらも借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。  
補足資料は、5ページの下赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号4、こちらも借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。5ページまでございます。  
補足資料は、6ページの下赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号5、こちらも借受人、貸出人、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約です。

補足資料は、7 ページの下の赤枠で囲ってあるところです。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、これについて何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないということですので、これは報告ですので、承認いたします。

次、「議第31号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和5年12月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。今から3条の議案ですが、その前に2番委員には、しばらく退室をお願いします。

(2番委員 退室)

議 長 はい。議第31号、農地法第3条審議資料の1番は、担当委員が10番委員ですので、説明をよろしくをお願いします。

10番委員 議第31号、農地法第3条審議資料。  
番号1は、7ページです。  
補足資料は、8から11ページです。  
譲渡人、譲受人、農地の情報は下記のとおり。  
相手方の要望により、農地を取得するものです。  
御審議をよろしくをお願いします。

事務局 事務局から、許可基準について補足させていただきます。  
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。  
以上のことから、総合的にみて本許可申請については許可相当であると判断しております。  
もう一つ補足させていただきます。  
今回、2番委員の親族の方が空き家バンクに登録されている宅地を購入され、相手方の要望により、一緒に隣接している畑も買って

ほしいとのことで、3条の申請が上がっております。  
事務局からは以上です。

議 長 はい。今説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この1番については可決いたします。

(2番委員 入室)

議 長 それでは、次、2番に進みます。  
この担当委員は4番委員ですので、説明をお願いします。

4番委員 譲渡人、譲受人は、下記のとおりです。  
農地の情報は記載のとおりです。  
贈与により相手方から農地を譲り受けるものです。  
写真を見ていただきますと、道路を造ったときの飛び地という形  
になっています。  
隣接地の入口を、譲受人が拡げたいということです。  
狭い土地で耕作はできないですが、地目が畑なので贈与により、  
譲渡するという形になっております。  
審議をよろしくをお願いします。

事務局 事務局から、許可基準に補足させていただきます。  
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条  
の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの  
要件を満たしております。  
以上のことから、総合的にみて本許可申請については許可相当で  
あると判断しております。  
以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この2番の議案も可決いたしま  
す。

次、「議第32号」

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和5年12月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長

はい。これは4条の議案です。

1番と2番とありますが、申請者がご夫妻ですので、一緒に説明をしてもらいたいと思います。

これは担当委員が9番委員ですので、説明をよろしくお願ひします。

9番委員

議第32号、農地法第4条審議資料。

番号1、申請者の住所、氏名、土地の所有地、登記・現況、転用目的、農地の情報は左記のとおりです。

転用の理由は、以前より、鳥獣被害が激しいため、〇〇〇〇番は許可を得ずに、平成10年に植林してしまいました。

ほかの農地も耕作できなくなったので植林し、山林として管理したいということです。

補足資料は、15から18ページです。ご覧ください。

番号2、申請者の住所、氏名、土地の所有地、登記・現況、転用目的、農地の情報は左記のとおりです。

転用の理由、鳥獣被害も大きく耕作できないため植林し、山林として管理したいということです。

補足資料は、19から22ページです。

審議をよろしくお願ひします。

事務局

事務局から補足させていただきます。

申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、また今、9番委員が説明されたとおり、〇〇〇〇番につきましては補足資料の16ページを見ていただくと分かると思いますが、すでに植林されているため、始末書も提出されております。

その内容から、一般基準について事務局として、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産

性の低い第2種農地であることから、立地条件についても問題ないと判断しています。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

以上です。

議長 はい。事務局からも説明がありましたが、この議案について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

4番委員 議長。質問じゃないですけども、こういう事例がこれから多く出てくると思います。

そのために農業委員がいると思います。

こういう耕作放棄地みたいな農地を転用するならば、ちゃんとした手続きをするように指導するのが農業委員じゃないかなと思います。

私の周りにもそういうのがどんどん出てきてます。

転用するには、転用届を出す必要があるということ、一般の方にはあまり知られていないと考えます。

だから、そういうのを告知することと、指導することが大事じゃないかなと思いますので、そういう心がけで農業委員はやっていかなければならないのじゃないかなと思います。

事務局 今、4番委員が言われたように、まさに農業委員の仕事というところでは。

一般の方はやっぱり転用申請をしなければいけないとか、畑とか田に無断で木を植えたらいけないとか、相続されて、不在地主になった人とかは、まったくそういう情報が分からないのではないのでしょうか。

農業委員のところにまず相談に行くというところを徹底したいと思います。

本町には、TPCがありますので、担当係が直接出て、何か分からないときはまず農業委員に相談をすること。

それと、さきほど申し上げたように、畑に木を植えるときは転用届を出しましょうというような、もうちょっと分かりやすい説明を周知することにより、農業委員のところに相談が行きやすいような

体制をとっていきたいと思います。  
以上です。

議長 はい。では、ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。では、ないようですので、この議案を可決いたします。

**「議第33号」**

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和5年12月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この5条の議案ですが、まず第1番は、担当委員が10番委員ですので、説明をお願いします。

10番委員 議第33号、農地法第5条審議資料。  
番号1は、12ページとなります。  
補足資料は、23から25ページです。  
農地等の情報は下記のとおりです。  
譲渡人、譲受人、転用目的は記載のとおりです。  
申請理由は、申請地付近の住宅地不足を解消するため、農地を取得し分譲注文住宅を建設したいということです。  
御審議をお願いします。

事務局 申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。  
申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地条件についても問題ないと判断しています。  
以上です。

議長 はい。今、事務局からの説明がありました。何か質問はありませんか。

事務局 今回の分譲のことにつきましては、3棟建売で計画が出ております。  
すでに1件、買いたいというお話が来ているそうです。  
宅建の免許を持っておられる会社が購入されるということです。  
一般の方はこういうことをすることはできません。  
宅建の免許を持っていないといけません。  
分筆された後、期限を決めて建売住宅を必ず建てるというような  
約束をして、今回申請をされています。  
以上です。

議長 質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。質問がないということですので、この議案を可決いたします。

次、2番は私の担当地区ですので、私から説明させていただきます。

農地法第5条審議資料の2番、補足資料が26、27ページとなります。

譲渡人、譲受人、農地の情報は左記のとおりです。

転用理由は、来年度入学してくる高森高校の女生徒の新たな受入先となる下宿家を建設したいということです。

今度、高森高校に入学してくる女生徒だけでも40人ぐらい、いるみたいです。

そういう状況なので、今ある施設にはとても入りきれないということです。

今回、別の場所に下宿家を女性用に建てたいということでございます。

そういうことですので、審議をよろしくお願いします。

事務局 申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ない

と判断しています。  
以上です。

議 長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この2番の議案を可決いたします。

「議第34号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年12月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これも農業経営基盤強化促進法の議案ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 14ページをお開きください。

本案件は、経営移譲による農業者年金の受給者の更新が1件、新規の賃貸借権の設定が2件です。

まず、番号1です。利用権の設定を受ける者、利用件を設定する者は、記載のとおりです。

こちらは経営移譲による農業者年金の受給者の更新のため、土地の使用貸借権の設定をするものです。

土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、29ページから30ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、17ページをお開きください。

番号2、こちらは先ほど資料の4ページの番号1で合意解約して、新たに新規就農者の方が賃貸借権の設定をするものです。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、31ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

続きまして、番号3、こちらは新規で賃貸借権の設定をするものです。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、32ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってあるところが当該地です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案は承認いたします。

これで、すべての議案が終わりました。

今年の議案はこれで終わりましたが、また来年もありますので、そのときもよろしくお願いします。